

# 近畿中国森林管理局公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に規定する公益的機能維持増進協定を下記のとおり締結するに当たり、森林法第10条の16第1項の規定に基づき次のとおり公告し、協定の案を縦覧に供する。

なお、本協定の案に対し、本協定に利害関係を有する者で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、近畿中国森林管理局長に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成27年 2月2日

近畿中国森林管理局長

- 協定の名称 高取地域公益的機能維持増進協定
- 協定区域 奈良県高市郡高取町大字高取314番1～4、315番  
奈良県高市郡高取町大字高取 高取山国有林52は、53い林小班
- 協定の有効期間 自 平成27年4月 1日  
至 平成30年3月31日
- 森林施業の種類 間伐
- 縦覧場所 近畿中国森林管理局  
奈良森林管理事務所
- 縦覧期間 自 平成27年2月 2日（月）  
至 平成27年2月16日（月）

## 7 意見書の提出について

当該協定の案に対する意見は、森林法第10条の16第2項に規定する本協定と利害関係にある者で民法上の利害を有する者、協定の内容に利害関係を有する国の行政機関の長、奈良県知事、高取町長のみが提出することができる。

利害関係者で意見のある者は、以下により、近畿中国森林管理局長に対して理由を付した文書をもって意見を提出することができる。

(1) 意見書の提出先

〒530-0042

大阪市北区天満橋一丁目8番75号

近畿中国森林管理局長（計画課岩田扱い）

FAX：06-6881-3476 e-mail：kc\_keikaku@rinya.maff.go.jp

(2) 意見書の提出方法

郵送、FAX、e-mailのいずれかによる。

(3) 意見書の提出期限

縦覧期間が終了する平成27年2月16日（金）17時必着

(4) 意見書の記載要領

ア 意見提出者の氏名、住所、年齢、職業、電話番号（法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名、団体の目的、主たる事務所の所在地、電話番号）

イ 意見の具体的内容

なお、意見は日本語により記載する。

(5) 意見書の処理方法

提出された意見は、その内容に係る事実関係を調査の上、妥当と認められるものにあつては、協定書に反映する。また、検討した結果は、意見提出者に通知する。